

龍ヶ崎市立小中学校適正規模適正配置審議会から
龍ヶ崎市教育委員会への答申案

1 龍ヶ崎市立小中学校の適正規模について

小学校については、各学年ともにクラス替えによる交流が図られるよう1学年2学級（計12学級）以上、また、中学校については、すべての教科の担任が配置でき、かつ多様な教育活動ができるよう1学年3学級（計9学級）以上が、将来を見据えた理想的な学校規模であると考えられる。

2 龍ヶ崎市立小中学校の適正配置について

「龍ヶ崎市立小中学校の適正規模」の確保という観点からは、別添資料1で推計がなされている平成27年度において、上記1の基準を満たせなくなると予想される小学校8校、中学校2校の適正配置について検討することが望ましいと考えられる。

しかし、市内には、すでに全学年が単学級でクラス替えが出来なくなっており、かつ今後も児童数が徐々に減少すると予想される小規模校4校（長戸小学校・北文間小学校・大宮小学校・川原代小学校）があることから、まずは、これらの学校を優先させ、その対応を検討する必要があると考えられる。

こうしたことから、当審議会では、上記の小規模校4校が最も近接した小学校と統合した場合の学級数や最大通学距離等の変化について具体的な検討（別添資料2）を行ったが、これは、あくまでも一つの手法であり、当審議会がこうした形での統合を提案するものではない。

したがって、今後、小中学校の適正配置について個別具体の検討を行うにあたっては、子どもにとって望ましい教育環境の整備という観点を常に念頭に置きながら、地域の実情等についても充分考慮した上で、様々な視点から協議を重ねることを望むものである。

3 付帯事項

- (1) 適正配置の実施方法や実施時期については、行政のみで決定するのではなく、地域の方々に、きめ細かな情報提供を行うとともに、丁寧な意見聴取を行いながら進めること。
- (2) 個別具体の検討にあたっては、それぞれの学校に通う児童生徒の保護者や未就学児の保護者、学校教職員、地域の方々等で組織する専門委員会等を設置し、その中で合意形成を図るよう努めること。
- (3) 適正配置にかかる具体的な実施方法については、近接校との統合だけで

- なく、学区変更や学校選択制の導入など、様々な視点から検討すること。
- (4) 統合することになった場合には、統合後の児童生徒の環境の変化に配慮し、統合前に学校間の交流を行うなどして、児童生徒相互の融和を図ること。
 - (5) 統合により、遠距離通学となる児童については、スクールバス等の通学支援について十分に検討すること。
 - (6) 平成27年度以降に、再度、「龍ヶ崎市立小中学校適正規模適正配置審議会」を立ち上げ、検討を行うこと。

4 添付資料

別添資料1及び別添資料2